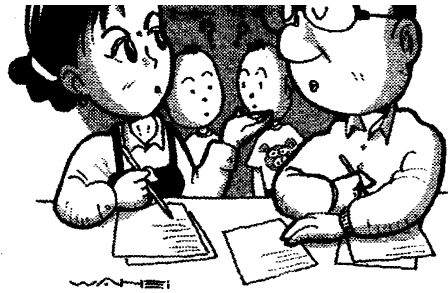


2004年(平成16年)11月19日 金曜日

# くらし

報親とき以九負がはつ夫円り移らと、きは酬たて、  
酬族とま超以五之和適は、マ婦のよ総ま、キは酬たて、

## 規制



は納税者の主張が地裁で認められ、話題になりましたが、高裁で逆転敗訴。妻が弁護士のカースも納税者の主張が認められず、最高裁の判断が待たれていました。今月二日、最高裁は妻が弁護士の件に関して、はじめて判断を示しました。

最高裁は、この規制を不合理とはいえないとし「居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が居住者と別に事業を営む場合であっても」この規制の対象になるとしました。専門家同士でも、夫婦間の報酬の支払いは税法上認められない、というのです。

しかし、専門家同士であれば、たとえ家族間でも相応の報酬を支払うのが常識ではないでしょうか。常識に合わせて、所得税法自体を改正すべき時期にきているように思われます。

とも、別の事務所で働く妻合には夫の事業の従業員ではない。ありませんか、原則通り、支払った報酬を控除できないのでしょうか。また、夫が弁護士、妻が税理士で、夫が妻に申告書作成を頼み、報酬を支払った場合はどうなるのでしょうか。

夫 この二つのうち、妻が税理士のケースの裁判で

(立命館法科大学院教授)